

議第160号

滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1第7項第5号ただし書中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。